6　5の規定の適用上、秘密の情報の保護を条件として、公告又は別の報告書には、特に、次の事項を含む。

(a)　定められたダンピングの価格差並びに正常の価額及び輸出価格の決定の根拠並びにこれらの比較に用いた方法（調整を含む。）の説明

(b)　損害の決定に関連する情報（ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が同種の産品の国内市場における価格に及ぼす影響に関する情報、価格を下回らせるものであるかどうかの算定に用いた詳細な方法、ダンピング輸入が国内産業に結果として及ぼす影響並びに因果関係の立証（ダンピング防止協定3.5に規定するダンピング輸入以外の要因の検討を含む。）を含む。）

7　公告又は別の報告書については、ダンピング防止協定12.2.2に規定する輸出者及び輸入者が提示した関連する論証又は主張を採用し、又は却下した理由を、調査当局によるその採用又は却下の理由を合理的に理解することができるように並びに調査当局による当該論証又は主張の取扱いが調査当局の属する締約国の法令及び世界貿易機関設立協定に適合しているかどうかを輸出者及び輸入者が評価することができるように十分詳細に記載する。

第八章　サービスの貿易

第八・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b)　「業務上の拠点」とは、業務を行うため又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の領域において行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i)　法人の設立、取得又は維持

(ii)　支店又は代表事務所の設置又は維持

(c)　「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供されるサービスをいう。

(d)　「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(e)　「締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i)　締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であって、当該締約国又は他の締約国の領域において実質的な事業活動に従事しているもの

(ii)　業務上の拠点を通じてサービスの提供が行われる場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(A)　締約国の自然人

(B)　(e)(i)に規定する締約国の法人

タイ及びベトナムについては、

(i)　法人が締約国の者によって「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)　法人が締約国の者によって「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii)　法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(f)　「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置」には、次の措置を含む。

(i)　サービスの購入、利用又は支払に係る措置

(ii)　サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii)　締約国の領域におけるサービスの提供のための他の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(g)　「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の領域の関連する市場における唯一のサービス提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）をいう。

(h)　「締約国の自然人」とは、締約国の領域に居住しているかどうかを問わず、当該締約国の法律の下で次のいずれかの要件を満たす自然人をいう。

(i)　当該締約国の国民であること。

(ii)　当該締約国において永住する権利（注）を有すること（当該締約国が、自国の永住者に対し、サービスの貿易に影響を及ぼす措置に関し自国民に与える待遇と実質的に同一の待遇を与える締約国である場合に限る。）。ただし、いずれの締約国も、当該締約国の永住者に対し、当該締約国が当該永住者に与えることとなる待遇よりも有利な待遇を与える義務を負うものではない。

注　締約国が附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）又は附属書Ⅳ（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の自国の表において永住者に関する留保を行う場合において、当該留保は、サービス貿易一般協定に基づく当該締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(i)　サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i)　約束については、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）又は附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の締約国の表に記載する当該サービスの一若しくは二以上の又は全ての小分野

(ii)　当該サービスの分野の全体（当該サービスの分野の全ての小分野を含む。）

(j)　「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通等のマーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及び航空運送サービスに適用される条件を含まない。

(k)　「サービス」には、政府の権限の行使として提供されるサービス以外の全ての分野における全てのサービスを含む。

(l)　「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(m)　「他の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(n)　(i)　他の締約国の領域から又はその領域において提供されるサービス。海上運送については、当該他の締約国の法令に従って登録されている船舶が提供するサービス又は当該他の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスをいう。

(ii)　業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスの提供が行われる場合には、他の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(o)　「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(p)　「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。（注1、注2）

注1　法人がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）は、この協定に基づいてサービス提供者に与えられる待遇を当該業務上の拠点を通じて与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される締約国の領域外に所在する当該サービス提供者の他の部分に及ぼされる必要はない。

注2　締約国は、この章に規定する「サービス提供者」はサービス貿易一般協定第二十八条(g)に規定するものと同一の意味を有するとの理解を共有していることを確認する。

(q)　「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。